

懲戒処分の公表について

国立国会図書館は、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、「国立国会図書館職員の懲戒処分の公表指針」（平成18年国図人060707003号）に基づき公表します。

このような行為は国家公務員としてあってはならないことであり、国立国会図書館として、このようなことが二度と起こらないよう、職員に対して法令遵守を徹底し、再発防止に当たっていく所存です。

1 被処分者

主査（50歳代 女性）

2 処分の種類

懲戒処分 停職1月

3 処分発令日

令和5年10月5日

4 処分の理由

国会職員法（昭和22年法律第85号）第28条第1項第2号該当

5 事案の概要

令和5年6月25日（日）午前0時過ぎ、自宅に帰るため自家用車を運転した際、酒気帯び運転で検挙された。

●本件問合せ先

総務部人事課課長補佐 小林 03-3506-5120（直通）